

ひとり親家庭への支援

手当と助成

》児童扶養手当

問 こども政策課こども支援係 ☎38-2045

内容	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
対象	ひとり親家庭・父又は母に重度の障がいがある家庭・父母にかわって児童を養育している養育者 ※所得制限があります。
支給期間	児童が18歳に到達後、最初の3月31日まで(児童に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)
支給月額	所得に応じて、以下の額になります。 児童が1人の場合 46,690～11,010円 児童が2人以上の場合は、2人目以降1人につき11,030～5,520円が加算されます。 ※手当額は消費者物価指数の変動等に応じて改定されます。(物価スライド制)
必要書類	対象者により必要書類が異なるため、事前相談が必要です。

》母子家庭等医療費助成

問 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

内容	入院・外来の健康保険が適用される医療費の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。ただし、所得制限があります。
対象	母子家庭の母・父子家庭の父及び母子・父子家庭のこども又は遺児・父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者
一部負担金 (自己負担 限度額)	入院:(一般)1割負担 月3,200円まで (低所得)1割負担 月1,600円まで 外来:(一般)1日800円まで(月2回) (低所得)1日400円まで(月2回) 自己負担の限度額は、所得の状況等により異なります。 他の福祉医療費制度を利用可能な場合は、そちらが優先されることがあります。
必要書類	①対象者の健康保険に関する下記の書類のいずれか 被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証(マイナポータルから確認できる健康保険証情報を印刷) ②申請者の本人確認書類 等

》養育費を確保するための補助制度

問 こども政策課こども支援係 ☎38-2045

離婚後のひとり親家庭にとって、養育費はこどもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤です。養育費に関する取決めを促進し、継続した養育費支払いの履行確保を図るため、本人が負担する経費の一部を補助します。詳しくは市ホームページからご確認ください。

- ▶ 公正証書等作成費への補助
- ▶ 養育費保証契約費用への補助

就労支援

問 こども政策課 こども支援係 ☎38-2045

》自立支援教育訓練給付金

内容	自立を目指して、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、教育訓練講座を受講するかたに対し、支払った費用の一部を支給します。
対象	母子家庭の母又は父子家庭の父で、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けているかた
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働省が指定した教育訓練講座
支給額	支払った費用の6割相当額(受講する講座により上限額あり。雇用保険の受給資格のある方は教育訓練給付額(2割相当額)と支払った費用の6割相当額との差額) ※支給額が12,000円を超えない場合は支給の対象となりません。
その他	事前相談が必要です。 ※こども政策課こども支援係へ申請する前に、直接講座受講のお申込みをされた場合、給付金は支給されません。

》高等職業訓練促進給付金

内容	生活の安定を図るため、就労に役立つ6か月以上の修業が必要な資格の取得を目指し、養成機関で訓練を受講しているかたへ、修業期間中に訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。		
対象	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当受給者と同等の所得水準にあるかた		
対象資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等		
支給額	市民税非課税世帯	訓練促進給付金	月額100,000円(修業期間の最後の12か月は月額140,000円)
		修了支援給付金	50,000円
	市民税課税世帯	訓練促進給付金	月額70,500円(修業期間の最後の12か月は月額110,500円)
		修了支援給付金	25,000円
支給期間	修業期間の全期間(上限4年)		
その他	事前相談が必要です。		

》母子・父子自立支援プログラム

ひとり親家庭の自立を促進するため、ハローワークと連携し就労支援を行います。
こども政策課こども支援係で個別面接後、ハローワークで面接、支援メニューの選定及び情報提供を受けます。
希望により母子・父子自立支援員が同行します。再相談にも応じ、支援の継続も行います。

経済的な支援

問 こども政策課 こども支援係 ☎38-2045

》JR通勤定期乗車券割引制度

内容	JRの通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。
対象	児童扶養手当を受給している世帯の方
必要なもの	①正面上半身の写真(縦4cm×横3cm) ②児童扶養手当証書

》母子父子寡婦福祉資金(貸付)

内容	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養しているこどもの福祉を増進するため、修学資金・技能習得資金等10種類の貸付があります。
対象	①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦 ④父母のない20歳未満のこども

母子・父子相談

問 こども政策課 こども支援係 ☎38-2045

内容	母子・父子自立支援員が就労等生活上の悩みや貸付金等の相談に応じます。法律問題に関する相談も専門家におつなぎします。
対象	ひとり親家庭・寡婦
日時	月・水・金曜日 9:00~17:00 木曜日 11:00~17:00 ※事前の予約が必要です。 要予約